

茎崎高等学校の部活動に係る活動方針

一部改訂について

1 部活動の基本的な考え・適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。
- (3) 方針・計画・実績の公表と検証を図る。

2 適切な休養を確保のための整備体制

- (1) 学期中は週当たり2日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 部活動の活動時間 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は4時間とする。
- (4) 原則として、朝の活動は行わない。
- (5) 校長は、参加する大会等について精査する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- (2) 地域移行の推進

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1) 複数顧問制の推進等
- (2) 大会運営や役員業務の見直し等

5 活動中における熱中症対策

- (1) 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋内外の運動を原則として行わない。
- (2) 実施が可能と判断し活動する際にも、生徒の健康管理を第一優先に考え、参加生徒の健康観察を実施し、長時間のランニングや激しい運動は避け、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。
- (3) 万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。